

# 新・皮膚科専門医制度 研修手帳



この研修手帳は新専門医制度研修の概略を示すと共に、研修実績の裏付けを個人で記載し管理していただくために作成したものです。研修実績はWEB登録にて行い、この手帳は日本皮膚科学会や日本専門医機構に提出するものではありません。何らかの事情により、本会への入会が遅れ、上記システムの利用が出来ない期間がある場合には、本手帳を活用することをお勧めします。また、システムが利用できるようになってからは、本手帳に記載した研修実績をシステムに転記してください。

なお、その場合でもこの手帳を備忘録として利用することは何ら差し支えありません。

## 第1版

## 目 次

1. 研修に関する項目について	頁
(1) 新専門医制度の概要について	1
(2) 専攻医研修管理システムの利用にあたって	1
(3) 研修の個別目標の概要について	1～2
(4) 達成度評価と経験記録の登録について	2
(5) 年次総合評価について	3
(6) 研修修了証明について	4
(7) 研修の中断とプログラムの異動について	4
(8) 前実績単位の取得について	4～7
(9) 専門医受験申請について	7
2. 研修記録記載欄について	
(1) 前実績単位管理表について	8～10
(2) 経験症例の登録について	11～14
(3) 皮膚科専攻医がすべきこと	15～16
3. その他	
(1) よくあるお問い合わせ	17～20
(2) 専攻医研修管理システムの仕様	21～22

研修開始年月日	年 月 日
研修基幹施設名	
専攻医氏名	

## (1) 新専門医制度の概要について

新専門医制度では、専門医資格の取得を目指す研修医（以下、専攻医）が皮膚科研修カリキュラムにおいて到達すべき目標として定める研修内容をスムーズに習得できることを目指し、日本皮膚科学会が開発を行った『皮膚科専攻医研修管理システム』にて、専攻医の研修状況を可視化し、このシステムを用いた研修管理・評価を行います。専攻医は全国のいずれかの皮膚科研修プログラムに登録後、その研修内容（主に症例経験）を皮膚科専攻医研修管理システムへ登録し、指導医がそれを確認・評価する形をとります。専攻医、指導医、プログラム統括責任者、施設群におけるプログラム管理委員会などがそれぞれの立場でこのシステムに登録されている専攻医の研修状況を確認することによって、進捗状況を適宜把握することができます。また、専攻医個人のライフイベントにより研修を一時中断しても、登録した研修内容はシステム上に管理されているため、研修を再開した場合に一から研修し直すことなく、継続した研修を続けることができます。なお、日本皮膚科学会を退会した場合、登録した研修内容が失われますので、ご注意ください。

以上のように、プログラム達成に向けた柔軟な支援や奨励に活かしつつ、個人々の状況に合わせた弾力的な運用に対応することも可能となっています。

## (2) 専攻医研修管理システムの利用にあたって

上記システムは、日本皮膚科学会が運営を行うものですので、システムの利用は日本皮膚科学会への入会後から可能となります。そのため、専攻医は参加する皮膚科プログラムが確定した後、自身の研修が開始する前に速やかな日本皮膚科学会への入会手続きを行ってください。なお、入会にあたっては、日本皮膚科学会ホームページの「入会案内」を参照ください。

皮膚科専攻医研修管理システムへのアクセスは、日本皮膚科学会ホームページから行うものとします。また、皮膚科専攻医研修管理システムに反映される個人の基本情報（氏名、メールアドレスなど）は、日本皮膚科学会に登録している同情報に基づいて表示されるので、氏名やメールアドレスの変更などの会員情報に変更が生じた場合には、速やかな登録情報の更新を行ってください。

なお、本システムの利用者は2018年4月より新専門医制度で研修を行う者とし、既に学会制度での皮膚科専門医研修を行っている者は対象外とします。

## (3) 研修の個別目標の概要について

前述のとおり、専攻医は皮膚科研修カリキュラムにおいて到達すべき目標として定める研修内容を習得するものとします。習得すべき目標を個別目標1から5までに定義しています。詳細な項目は、皮膚科研修カリキュラムを参照していただくものとしますが、概要は次の通りです。

- ・個別目標1「専門知識」
- ・個別目標2「診断技能」
- ・個別目標3「治療技能」

- ・個別目標 4「医療人として必要な倫理性，社会性等の事項」
- ・個別目標 5「学問的姿勢」

それぞれの目標ごとに「達成度評価」を，また，個別目標 1 から 3 は，それに加え「経験記録」の登録を求めています。

#### (4) 達成度評価と経験記録の登録について

「達成度評価」は，それぞれの目標に対し 1 年度ごとに自身がどこまで研修を実施できたかの自己評価を記入し，指導医からのコメント（評価）をいただきます。そのため，それぞれの個別目標における包括的な評価といえます。

「経験記録」の登録は，皮膚科研修カリキュラムにおいて，個別目標 1 から 3 までに経験すべき項目を定めており，その項目に対して，専攻医が経験した症例を記録していきます。例えば，個別目標 1「専門知識」であれば，研修項目として経験すべき症例を 35 項目定めています。

\*システムに登録する「経験記録」の内容は，専攻医自身が（主担当として）受け持った症例のデータを登録してください。

登録内容：経験病名，患者年代，経験年月，研修施設名，指導医名

※患者の個人情報に配慮し，システム上，個人情報と同定できるような患者 ID の記載は求めませんが，日本皮膚科学会の担当委員会や日本専門医機構から研修実態の問い合わせを行うこともあるので，専攻医自身がこの研修手帳を利用し，問い合わせに対応できるよう管理してください。

管理の例：

専攻医研修管理システムの登録情報

経験区分	症例番号	経験症名	患者年代	経験年月	研修施設名	指導医
皮膚炎・湿疹	1	アトピー性皮膚炎	20 歳代	2018/5	●●病院	皮膚太郎

保管情報

患者 ID	症例番号	経験症名	患者年齢	診察年月日	研修施設名	指導医
1234567	1	アトピー性皮膚炎	24 歳	2018/5/10	●●病院	皮膚太郎

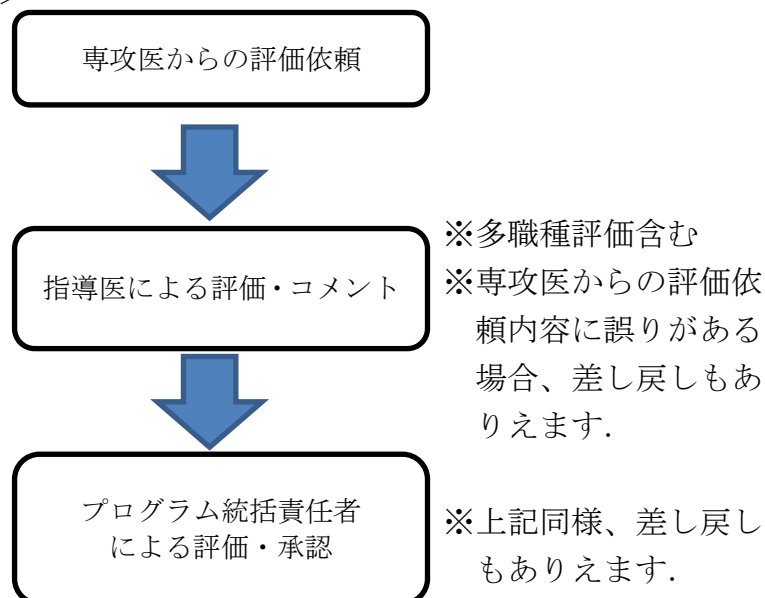
\*本研修手帳に経験症例を記載できる様式を用意しています。本手帳に記載いただく際には，所属施設の IRB などと相談のうえ，患者の個人情報の管理には十二分にお気を付けください。

「達成度評価」及び「経験記録」は，毎年度末に年次総合評価として Web 上で指導医に確認をしていただき，チェックやコメント（評価）をいただく必要があります。

## (5) 年次総合評価について

専攻医の研修は、毎年度末（3月1日から5月末を想定しています）に評価を行います。評価に関する主たる流れは以下のとおりです。

<年度末>



専攻医の評価を行う指導医は、専攻医の研修に対し直接の担当指導医を想定しています。ですが、研修プログラムや施設の規模によっては、指導医を統括するプログラム統括責任者が担当指導医を兼務することも想定されます。

指導医は、専攻医研修管理システム（指導医画面）から専攻医の研修状況の内容を確認し、これを評価します。なお、評価時期としては、3月から5月末にかけて行うことを予定しております。ご自身の研修内容の登録漏れや評価依頼忘れなどが無いようご注意ください。

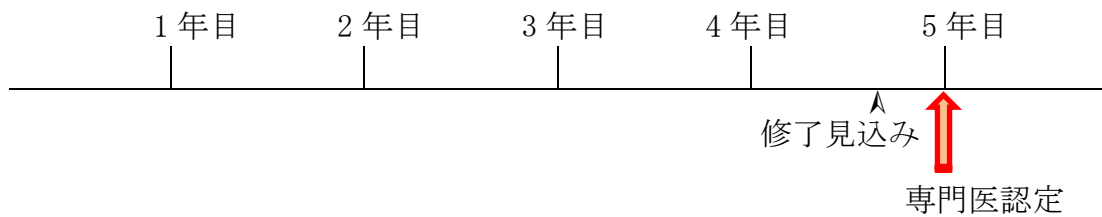
\*専攻医からの評価依頼の際、指導医には本会に登録されている e-mail アドレスに連絡が届くことになります。そのため、専攻医同様、学会に登録している個人情報（特に e-mail アドレス）は、必要に応じて適宜更新するよう心がけてください。

\*専攻医自身も評価依頼をした際には、指導医に対し、口頭でも評価依頼をするよう心がけてください。システムを通じた依頼だけでなく、口頭でも依頼をすることで指導医が「メールに気付かなかった」ということがなくなるので、密なコミュニケーションをとるようにしてください。

指導医の評価を終えた後、プログラム統括責任者が専攻医の当該年度の研修に対する包括的な評価を行います。なお、指導医からの差し戻しや評価完了の連絡は、専攻医が登録してあるメールアドレスにその旨の通知が届きます。評価依頼中は、メールの確認を忘れないようご注意ください。

## (6) 研修修了証明について

皮膚科の研修期間は5年間です。全ての研修が修了または修了見込みであることをプログラム統括責任者が承認することで専門医受験申請の手続きが可能となります。現在、具体的な時期は担当委員会にて検討中ですが、5年間の研修期間の修了が見込まれる場合、研修期間4年を過ぎた以降、研修修了「見込み」をもって、専門医受験申請の手続きを行えることとしています。そのため、5年の研修修了と専門医認定のタイミングがシームレスに繋がることとなります。



- \* 研修修了見込みによる専門医受験申請の手続きを行い、専門医認定試験に合格した場合には、残りの研修期間（仮に4年9ヶ月時点で研修修了見込みとなった場合には、残り3ヶ月間）を充足し、5年間の研修が終了したことを証明する研修修了証明書が発行された後で、専門医として認定されます。
- \* 研修修了の見込みは、プログラム統括責任者が専攻医の研修期間や研修実績（前実績単位含む）が5年間で修了できると判断し承認する必要があります。

## (7) 研修の中断とプログラムの異動について

ライフイベント（産休や育休）などにより、一時的に専門医研修を休止・中断する必要がある場合には、予め、研修の中断を日本皮膚科学会事務局までご連絡ください。

研修の中断前に当該年度で実施した研修内容について、指導医からの評価をいただく必要があります。

また、プログラムの異動についても手続きが必要となります。各種手続きに必要な様式や詳細は、日本皮膚科学会のホームページをご覧ください。

なお、どちらの場合であっても、日本皮膚科学会への連絡の前に指導医やプログラム統括責任者とよくご相談のうえ、お手続きください。

## (8) 前実績単位の取得について

皮膚科専門医として認定を得るためには、皮膚科専門医試験に合格する必要があります。また、皮膚科専門医試験を受験するためには、前述の研修記録の

登録や指導医からの評価のほかに、所定の前実績単位を取得している必要があります。前実績単位は、主に次の3つに区分けされます。

◇講習会への参加

◇学術集会における学会発表

◇皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表

なお、新専門医制度の研修はプログラム制での研修を開始した日からスタートします。そのため、前実績単位の取得についてもプログラム制での研修開始後のものが有効となりますので、ご注意ください。

◇講習会への参加

講習会は、日本皮膚科学会主催による必須講習会（総会時，夏，冬 開催）と選択講習会（夏，冬 開催）及び各支部学術大会時に開催される支部企画講習会に分けられます。いずれも講習会に参加するには、日本皮膚科学会雑誌または日本皮膚科学会ホームページからの受講申し込みが必要となります。

このうち、必須講習会については、3回以上受講する必要があります。この3回の受講は、その年度（4月から翌3月末）で1回に限られます。ただし、年2回以上、または総計で4回以上受講したときは、その分の単位は選択講習会の単位として取得されます。

例) 2018年8月の必須 夏と2019年1月の必須 冬に参加した場合

- ・2018年8月の必須 夏：必須の講習会として加算
- ・2019年1月の必須 冬：選択の講習会として加算

（同一年度ですでに必須講習会を受講しているため）

なお、必須講習会のほか、「医療安全」、「感染対策」、「医療倫理」に関する講習を各1回以上受講することが必要です。この3つの講習は、日本専門医機構が認めたものであれば、各研修施設で実施するものや日本医師会が主催するものでも単位として認められます。日本皮膚科学会総会では、毎年、関連する教育講演を実施しています。また、支部学術大会においても上記の3つのうち、1つ以上を教育講演として実施しています。日本皮膚科学会総会や支部学術大会に参加することで、必須講習会、選択講習会（事前申し込み必須）や「医療安全」などの必修項目の単位を取得することが出来ます。

\*講習会の単位は、32単位を超えて加算することはできません。

◇学術集会における学会発表

発表単位が付与される学術集会は、日本皮膚科学会雑誌や日本皮膚科学会ホームページに掲載しているので参照してください。発表単位として認められる

ものは、本人が「口頭」で発表したものに限り、また、ポスター発表でも、「口頭」で発表する機会（ポスターディスカッションやポスターセッション）があるものは申請可能です。なお、日本皮膚科学会総会や国際学会でのポスター発表は、「口頭」で発表する機会がなくても申請可能です。

学会発表は1題につき、2単位が付与されます。なお、審査は、専門医受験申請時に担当委員会で行われます。事前の審査は行っていないため、後述の原著論文の発表単位と併せて、ある程度単位に余裕をもった登録と申請をお勧めします。

#### ◇皮膚科および皮膚科関連専門誌への論文発表

論文発表と認められるものは、下記の条件を満たしている全国に広く頒布されている医学専門雑誌に掲載された皮膚科学領域の論文、あるいは on-line journal です。学会プロシーディングス（国際学会を含む）への発表は認められません。また、厚生労働省、文部科学省等の調査研究班報告書、治験論文、職域領域の雑誌等は原著とはみなされません。

#### 単位申請として認められる雑誌の条件

- ア. 年2回以上発行されていること
- イ. 1回につき600部以上発行されていること
- ウ. 原則として査読があること
- ※On-line journalについては「イ」の条件は含みません

論文発表の単位として認められるものは、本人が「筆頭」著者の論文に限ります。また、Equal Contribution 論文についても、本人が「筆頭」著者である場合に限り申請することが出来ます。そのため、Equal Contribution 論文で Second author の場合、「筆頭著者」として申請出来ないのをご注意ください。

論文発表は1篇につき、4単位が付与されます。また、3篇（12単位）を必須とします。 ※2月2日委員会にてリスト化することの意見があったため、一旦削除

#### ◇単位の加算

上記の3項目により得た単位を加算し、60単位を超える必要があります。60単位の内訳は、講習会における3回以上の必須講習会及び必修項目の各1回ずつの受講を満たし、かつ、32単位以上を超えることが出来ないという条件と原著論文における3篇（12単位）以上を必須とする条件を満たしていれば、どのような単位の取得でも差し支えはありません。

例えば、講習会 15 単位（必須講習会 12 単位＋医療安全、感染対策、医療倫



理の各1単位)取得し論文発表48単位取得する, という方法でも構いません.

前述のとおり, 学会発表や論文発表などの単位は, 受験申請時に審査が行われます. そのため, ぎりぎりの単位で申請した場合, 一部に認められない単位(例えば, 同一発表など)があると差し戻しとなり, 受験資格が認められないケースがあるのでご注意ください.

### (9) 専門医受験申請について

受験申請の際には, 各種必要な様式があります. 専門医受験申請の受付期間中に, 日本皮膚科学会事務局まで書類を提出する必要がありますので, 余裕をもった書類作成や手続きをおすすめいたします.

なお, 専門医受験申請の時期は, 現在, 担当委員会にて検討中ですが, 9月から11月頃になる見込みです.

次ページより, 前実績単位を管理するためのフォーマットと研修管理登録に必要なフォーマットを掲載します. なお, これらのフォーマットは Web 上でも同様に管理していくこととなりますので, 次ページ以降のものは日本皮膚科学会入会前の症例を管理する備忘録や参考資料などとしてご活用ください.

また, 「専攻医研修管理システム」のマニュアルは別途, 用意しておりますので, そちらをご参照ください.

#### <参考サイト>

○日本専門医機構のホームページ

<http://www.japan-senmon-i.jp/>

○日本皮膚科学会のホームページ

<https://www.dermatol.or.jp/>

○日本皮膚科学会 皮膚科専門医制度について

[https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=36](https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=36)

○日本皮膚科学会 皮膚科研修カリキュラム等の公開ページ

[https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content\\_id=37](https://www.dermatol.or.jp/modules/specialist/index.php?content_id=37)

## (1) 前実績単位管理表について

○講習会・学術業績単位 60単位以上 取得すること

<講習会単位 上限 32 単位まで>

1. 医療安全講習会 (1 回 1 単位) 1 単位以上必須、上限 2 単位
2. 感染対策講習会 (1 回 1 単位) 1 単位以上必須、上限 2 単位
3. 医療倫理講習会 (1 回 1 単位) 1 単位以上必須、上限 2 単位
4. 上記以外の共通講習 (1 回 1 単位) 上限 2 単位
5. 日本皮膚科学会主催必須講習会 (1 回 4 単位) 12 単位以上必須
6. 日本皮膚科学会主催選択講習会 (1 回 4 単位)

<学術業績単位 28 単位以上必要>

1. 学会発表 (1 回 2 単位)
2. 論文発表 (1 回 4 単位) 12 単位以上必須

\*なお、学術業績単位の定義は専門医資格更新時の単位とは異なる。

受講記録 (実際に受講したものを記載し、受講証明を保存すること)

<講習会合計単位の上限 : 32 単位>

記載例

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	演者
1	2018	2018/4/1	皮膚科の感染対策	日皮 太郎

1. 医療安全に関する講習会 (1 回 1 単位, 1 単位以上必須, 上限 2 単位)

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	演者
1				
2				

2. 感染対策に関する講習会 (1 回 1 単位, 1 単位以上必須, 上限 2 単位)

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	演者
1				
2				

3. 医療倫理に関する講習会 (1 回 1 単位, 1 単位以上必須, 上限 2 単位)

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	演者
1				
2				

4. 上記以外の専門医共通講習会（1回1単位、上限2単位）

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	演者
1				
2				

5. 日本皮膚科学会主催必須講習会（1回4単位）

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	主催
1				日皮会
2				日皮会
3				日皮会

6. 日本皮膚科学会主催選択講習会（1回4単位）

No.	年度	講習会年月日	講習会テーマ	主催（日皮会または支部名）
1				
2				
3				

< 学術業績の必要単位数：28 単位以上必要 >

1. 学会発表記録(1回2単位)

No.	年度	演題名	共同発表者 (代表1名)	学会名	発表年月日
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

2. 論文発表記録 (1編4単位) 12 単位以上必須

No.	年度	論文題名	共著者 (代表1名)	発表誌名	巻	頁	発表年月日
1							
2							
3							

## (2) 経験症例の登録について

\*本研修手帳には個別目標のうち、経験症例の登録フォーマットを掲載しています。達成度評価については、「研修カリキュラム」をご参照ください。

## 2 皮膚科学各論（経験記録）

研修期間中に研修内容に偏りがでないよう、入院または外来で実際に診察を担当した症例を記録し、毎年度末に指導医の確認を受けることとする。経験病名が記載されている欄は必須疾患である。経験病名欄が空欄の疾患群はカリキュラムにある疾患群の病名の中から任意の1例を記載すること。一度経験した研修項目は次年度以降記録しなくて良い。

研修期間中に90%以上の項目（32項目以上）を経験することとする。

研修項目	経験病名	経験年月日 (西暦)	患者 ID	年齢
1. 皮膚炎・湿疹	i. 接触皮膚炎			
	ii. アトピー性皮膚炎			
	iii. 脂漏性皮膚炎			
2. 紅皮症				
3. 蕁麻疹				
4. 痒疹				
5. 瘙癢症				
6. 薬疹				
7. 血管・リンパ管の疾患				
8. 紅斑症				
9. 角化症				
10. 炎症性角化症と膿疱症				
11. 水疱症				
12. 膠原病および類症				
13. 代謝異常症				
14. 軟部組織（皮下脂肪組織・筋肉）疾患				

研修項目	経験病名	経験年月日 (西暦)	患者 ID	年齢
15. 肉芽腫症				
16. 太陽光線による皮膚障害				
17. 物理・化学的皮膚障害				
18. 皮膚潰瘍				
19. 褥瘡				
20. 色素異常症				
21. 母斑と母斑症				
22. その他の遺伝性皮膚疾患				
23. 上皮性腫瘍・神経系腫瘍				
24. 間葉系腫瘍				
25. リンパ腫と類症				
26. メラノサイト系腫瘍				
27. ウイルス感染症				
28. 細菌感染症				
29. 真菌感染症				
30. 抗酸菌感染症				
31. 性感染症 (STI)				
32. 動物性皮膚症・寄生虫症				
33. 付属器疾患 (汗器官・脂腺・毛髪・爪)				
34. 粘膜疾患				
35. 全身疾患に伴う皮膚症状				

### 研修項目 3. 皮膚科学的検査法（経験記録）

すべて経験すること

項目	経験症例の病名	経験年月日 (西暦)	患者 ID	年齢
1. プリックテストまたは スクラッチテスト 3 例	1			
	2			
	3			
2. 貼布試験 3 例	1			
	2			
	3			
3. 最少紅斑量 (MED) 測定 3 例	1			
	2			
	3			
4. ダーモスコピー 10 例	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
5. 皮膚生検 10 例	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			
6. 細胞診 (Tzanck テスト) 3 例	1			
	2			
	3			

7. 真菌鏡検 3例	1			
	2			
	3			

### 研修項目 4 及び 5. 理学療法・皮膚科手術療法（経験記録）

すべて経験すること

研修項目		経験症例の病名	経験年月日 (西暦)	患者 ID	年齢
4. 理学療法	i. 紫外線治療 3例	1			
		2			
		3			
	ii. 液体窒素療法 3例	1			
		2			
		3			
5. 手術療法 執刀医 あるいは 第1助手	i. 皮膚良性腫瘍 摘出術 5例	1			
		2			
		3			
		4			
		5			
	ii. 皮膚悪性腫瘍 摘出術 3例	1			
		2			
		3			
	iii. 皮膚切開術 3例	1			
		2			
		3			
	iv. 植皮術 1 例				



## まとめ

### (3) 皮膚科専攻医がすべきこと

専攻医が研修カリキュラムに従って研修するにあたり、必要な具体的行動は次のとおりです。

#### 1. 初年度

(1) 専攻医は研修プログラムに参加を決定したら別紙の皮膚科領域専門研修開始届に必要事項を記載し、研修プログラム統括責任者の署名をもらい皮膚科領域専門医委員会（日本皮膚科学会研修プログラム委員会）に専攻医登録申請を行う。

(2) 研修カリキュラムの一般目標を理解し、研修を開始する。

#### 2. 毎年（初年度から5年度）、年度が終了するまでに行うこと

(1) 専門医研修の記録の「A. 形成的評価票」の以下の項目について、該当年次毎に自己評価を記入し、指導医の評価を受ける。

個別目標 1 専門知識

達成度評価（1.皮膚科学総論）

個別目標 2 診断技能

達成度評価（1.皮膚科学診断学、2.皮膚病理学）

個別目標 3 治療技能

達成度評価（1.全身療法、2.局所療法、3.スキンケア）

個別目標 4 医療人として必要な倫理性、社会性等の事項

達成度評価（研修項目 1-6）

個別目標 5 学問的姿勢

達成度評価（研修項目 1-5）

(2) 専門医研修の記録の「A. 形成的評価票」の以下の項目のうち経験した項目については、経験症例の病名、経験年月（西暦）を記載し、指導医の確認を受ける。5年度までにすべての経験目標を達成する。

個別目標 1 専門知識

経験記録（2.皮膚科学各論）

個別目標 2 診断技能

経験記録（3.皮膚科的検査法）

個別目標 3 治療技能

経験記録（4.理学療法、5.手術療法）

(3) 専門医研修の記録の「B.年次総合評価票」の該当年次に専攻医評価項目、記載年月日を記入し、署名をする。自己の研修に対する評価、指導医に対する評価、研修施設に対する評価、研修プログラムに対する評価を記入すること。なお、指導医に対する評価など、内容的に記載しにくいものがある。

る場合にはプログラム統括責任者に直接連絡し、口頭あるいはメールなどにより評価を伝えること。その際は評価票の該当欄に「口頭で連絡」等の記載をしておくこと。

以上を記録し、指導医に提出する。

### 3. 研修終了時までに行うこと

- (1) 経験症例レポート提出：必須症例 12 例を含む 15 例以上の経験症例のレポートを作成し、「総括評価票」の症例一覧に詳細を記載する。
- (2) 手術症例レポート提出：必須手術症例を含む 10 例以上、経験症例レポートと重複しない症例レポートを作成し、「総括評価票」の手術記録一覧に詳細を記載する。
- (3) 講習会・学術業績単位  
講習会単位、学術業績単位を 60 単位以上取得すること。受講した内容、学会発表記録、論文発表記録を記録すること。

### 3. その他

#### (1) よくあるお問い合わせ

##### Q 1. 旧制度（学会制度）と新制度の同時研修は可能でしょうか.

A 1) 旧制度と新制度とでは、キャリアパスが異なります。同様に、研修修了要件も異なりますので、新制度で研修をしながら、旧制度としての研修も積んでいると見做す、いわゆる同時研修はできません。新制度で研修している方は新制度における研修修了を経て専門医試験の受験申請が可能となります。

##### Q 2. 旧制度から新制度への移行は可能でしょうか.

A 2) 旧制度から新制度への移行は可能です。ただし、Q1のとおり、研修修了要件が異なりますので、旧制度で積んだ研修は新制度に移行することが出来ないことに注意が必要です。

##### Q 3 : 専門医研修を開始する条件は何でしょうか.

A 3) 初期臨床研修を終了し、皮膚科のプログラムに応募し、採用されることが条件です。また、学会に入会しなければ、研修講習会の受講申し込みや「専攻医研修管理システム」の利用ができませんので、プログラムの採用が確定した後、速やかに入会手続きを行うことをお勧めします。なお、入会には理事会承認が必要となるため、時期によってはお時間をいただく場合もあります。入会方法の詳細は、日本皮膚科学会ホームページの『入会案内』をご確認ください。

##### Q 4 : 必要な研修期間と研修期間に算定できる条件は何でしょうか.

A 4) 研修期間は5年間の研修が必要です。2年間はフルタイムでの研修を行うことを必須としています。また、フルタイムでの研修以外では以下の場合に限り研修期間として算定できます。

勤務の形態	具体的な勤務時間	備考
育児短時間勤務制度を利用している場合	月 120 時間勤務していること	左記の場合であっても、フルタイムでの研修同様、外来、入院患者を持ち、手術を行い、カンファレンスに参加していることが必要です。
上記以外の事情の場合	月 128 時間勤務していること	

**Q 5 : 研修開始日はいつでしょうか.**

A 5) 研修開始日は, 皮膚科研修プログラムでの研修を開始した日となります.

**Q 6 : 学会入会日より前から専門医研修を始めている場合, 研修開始日は実際に研修を開始した日ですか. それとも, 学会入会日の日付ですか.**

A 6) 皮膚科専門医研修を開始した日から算定します.

例) プログラム研修を開始した日: 20xx 年 4 月 1 日

日本皮膚科学会の入会承認日: 20xx 年 6 月 1 日

上記の場合, 「20xx 年 4 月 1 日」が研修開始日となります.

**Q 7 : 諸般の事情により初期臨床研修を終える時期が 2 ヶ月遅れます. この場合, 皮膚科専門医研修は, いつから開始できますか.**

A 7) 初期臨床研修の終了が 2 ヶ月遅れる場合, 皮膚科専門医研修を開始するのも同様に 2 ヶ月遅れになります. すなわち, プログラム研修は初期臨床研修を終えた後から開始となります. なお, 初期臨床研修の終了が遅れる場合であっても, プログラムへの応募時期は, 通常どおりですのでご注意ください.

**Q 8 : 産休・育休の研修期間の取り扱いはどうなるのでしょうか.**

A 8) 最長 6 ヶ月までが研修期間として認められます. ですので, 4.5 年間で研修修了に必要な研修実績を経験すれば, 研修修了となります. なお, この場合であっても, 研修修了に必要な前実績単位などは規定の単位のとおりです.

**Q 9 : いわゆる一人医長での研修期間はどうなるのでしょうか.**

A 9) 研修期間として認められます. ですが, この場合, 当該プログラムに「研修準連携施設」として登録されている必要があります. 「研修準連携施設」として登録されていない施設の場合, 研修期間として算定できない可能性があります. ご注意ください.

**Q10 : 他科での研修期間はどうなるのでしょうか.**

A10) 皮膚科研修プログラムに登録されている領域 (例えば, 形成外科) での研修は, 皮膚科研修期間として認められます. ですが, 上記同様, 研修プログラムに登録されていない場合, 研修期間として算定できない可能性があります.

Q11：大学病院等（研修施設）から研修準連携施設へ出向した場合の研修期間はどのようになるのでしょうか。

A11) Q9と同様です。

Q12：大学院に在学中の期間は研修期間に含める事はできますか。

A12) はい、可能です。詳細な内容は、皮膚科研修プログラム整備基準における「5.8. 研究に関する考え方」を参照ください。

Q13：出向先で経験した症例の担当指導医はどなたになるのでしょうか。

A13) 出向先の研修施設の指導医を記載ください。また、出向先に指導医がない場合（研修準連携施設）、原則として出向元のプログラム統括責任者のお名前を登録してください。

Q14：必修項目となっている「医療安全」、「感染対策」、「医療倫理」の3つの講習は、日本皮膚科学会が主催するものでなければ単位として認められませんか。

A14) いえ、認められます。所属の研修施設で開催するものや日本医師会が主催する講習会など日本専門医機構が単位として認めたものは、受講単位として取得可能です。なお、どの講習が単位として認定されているかについては、日本専門医機構のHPなどをご確認ください。

Q15：学会発表はスライド供覧でも1発表として申請可能でしょうか。

A15) ご自身が口演された内容であれば、申請可能です。

Q16：論文発表は、アクセプトされていれば、実際に雑誌が発行されていなくても単位として申請可能ですか。

A16) はい、申請可能です。なお、受験申請の際に論文のコピーと併せて掲載証明書をお送りください。掲載証明書が無い場合には、アクセプトされた旨の文書やメールを証憑としてお送りください。

Q17：職域領域の論文とは具体的にどういったものなのでしょうか。

A17) 職域雑誌とは、特定の職域の関連施設や特定の医療機関などにのみ配布する医学誌のことを指します。

**Q18**：ミニレポートは、論文として単位申請することは可能でしょうか。

A18) はい、申請可能です。なお、複数のミニレポートの提出は、担当委員会での個別審査によって、単位として認められないケースもあります。

**Q19**：研修期間が5年を超える場合の専攻医研修管理システムの登録は、どのようになりますか。





A19) 特に特別な操作は必要なく、5年目以降も継続した専攻医研修管理システムの登録が可能となっています。なお、初期設定の状態では、7年目まで登録可能となっていますので、それを超える期間の研修履歴を登録する必要がある場合には、日本皮膚科学会事務局までご連絡ください。

**Q20**：プログラムを移動（研修を中断）することとなりました。どのように申請すればよろしいでしょうか？

A20) 日本皮膚科学会のホームページに所定の様式があります。必要事項を記載のうえ、日本皮膚科学会事務局までご連絡ください。

## (2) 専攻医研修管理システムの仕様

### ① クライアント PC 推奨環境

OS	ブラウザソフト			
	IE 11 	MicroSoft Edge 	Google Chrome 	Safari 
Windows 7	○	—	○	—
Windows 8.1	○	—	○	—
Windows 10	○	○	○	—
Mac OS 10.x	—	—	○	○
Mac OS 11	—	—	○	○

※上記は本会にて専攻医研修管理システムが正常に動作することの確認を行った環境であり、必ずしも他の環境では動作しないことを示すものではありません。

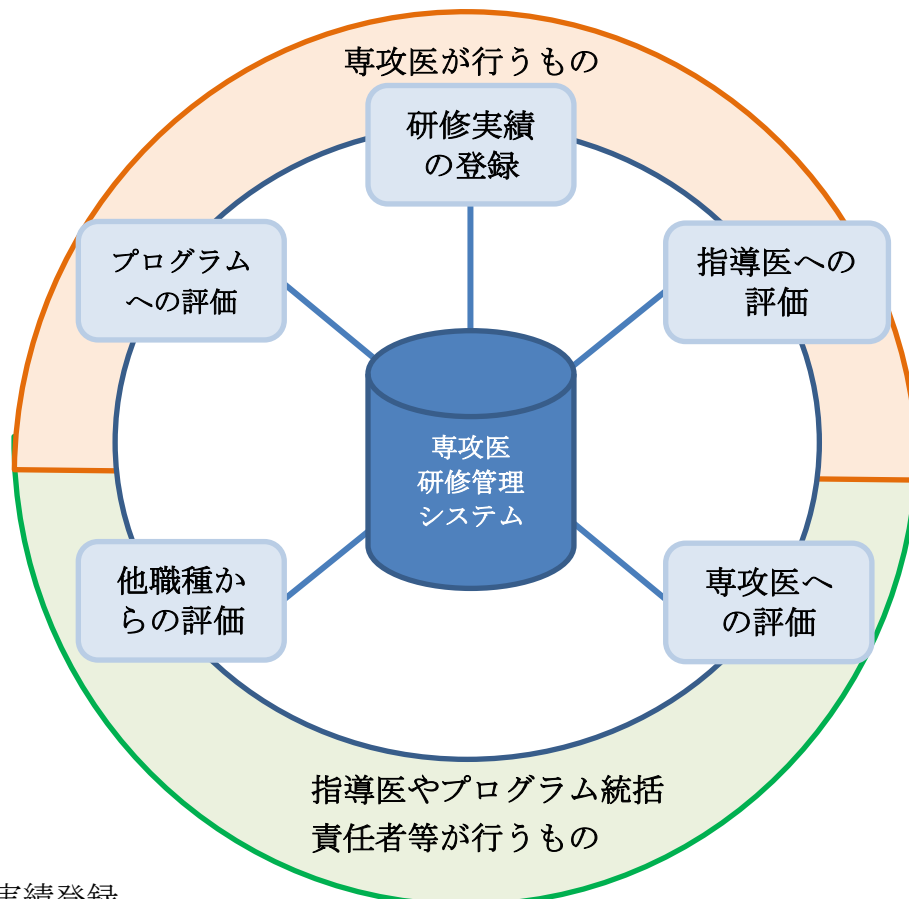
### ② インターネットに接続できる環境をご準備ください。

専攻医研修管理システムでは、本システムの Web サーバと、インターネットを介して HTTP 通信及び HTTPS (SSL) 通信をしています。ご利用の利用環境にて正常に動作しない場合には、ネットワーク管理者に次の内容をご確認ください。

- (1) HTTP 通信及び HTTPS (SSL) 通信が可能なこと。
- (2) プロキシサーバーやファイアウォールを利用の場合、外部への通信が可能なこと。

③ システムのイメージ

- (1) 全ての利用者がインターネットを介して利用できます.
- (2) 利用者がそれぞれの立場で情報の登録や参照が可能です.



研修実績登録

- ・ 専攻医による逐次登録（症例登録）
- ・ 専攻医による年間登録（研修評価）

専攻医評価

- ・ 指導医からの専攻医評価（症例チェック）
- ・ プログラム統括責任者からの包括的評価

指導医評価

- ・ 専攻医による指導医の評価

他職種評価

- ・ 他職種（看護師など）による専攻医の評価

プログラム評価

- ・ 専攻医によるプログラムの評価



